

○ 事務手続

(令和5年3月28日更新)

- (事務-1) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。
- (事務-2) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。
- (事務-3) 交付対象事業の公表は、都道府県ごとにウェブサイト等を通じて行ってもよいか。
- (事務-4) 消費税は助成対象となるのか。
- (事務-5) 他の国の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかん。
- (事務-6) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。
- (事務-7) 交付等要綱別記2の第10の5の(4)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。
- (事務-8) 本事業における交付決定とは何か。
- (事務-9) 例えば、初年度に計画承認された産地パワーアップ計画(複数年計画)(初年度:1億円、2年目:1億円)があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。
- (事務-10) 例えば、初年度に交付決定した産地パワーアップ計画(事業実施年度:初年度)に、2年目に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ妥当性協議を行うことになるのか。
- (事務-11) 産地パワーアップ計画の実施期間3年のうち、初年度に取組がなく、2年目以降の取組が位置付けられている場合について、妥当性協議を行うことは可能か。
- (事務-12) 基金事業を活用した場合であっても、都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。
- (事務-13) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。
- (事務-14) 産地生産基盤パワーアップ事業(整備事業)で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。(修正)
- (事務-15) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということか。
- (事務-16) 令和4年度補正予算を活用して、令和5年度に基金事業を実施する場合、令和4年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。
- (事務-17) 基金事業(うち生産支援事業)の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。
- (事務-18) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。
- (事務-19) 産地生産基盤パワーアップ事業において産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式はいつ時点の様式を使用する必要があるのか。
- (事務-20) 取組主体に入金されたことを確認するために必要な書類は何か。

(事務－１) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。

(答)

- 1 都道府県に相談いただきたい。
- 2 また、実際に事業を活用する場合は、産地パワーアップ計画に位置付けられる必要があるため、その策定主体である地域協議会等に相談いただきたい。

(事務－２) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。

(答)

- 1 原則、精算払いである。
- 2 ただし、都道府県知事が、事業の執行上、特に必要と判断する場合は概算払いを可能としている。

(事務－３) 交付対象事業の公表は、都道府県ごとにウェブサイト等を通じて行ってもよいか。

(答)

強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）に準じ、都道府県のウェブサイトへの掲載等により行うこととする。

(事務－４) 消費税は助成対象となるのか。

(答)

消費税は、

- ① 消費税の課税事業者
- ② 農業者の組織する団体のうち、任意組織の構成員である農業者が課税事業者は、助成対象外となる。

(注) 原則、事業計画書等の事業費には、基金事業（うち生産支援事業）の「農業機械等の導入及びリース導入」を除き、消費税を含めるものとする。

(事務－５) 他の国の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかな。

(答)

- 1 他の国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。
- 2 そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(例) 他の補助事業で支援を受けて、農業機械等の導入及びリース導入した機械に対する助成等。

(事務－6) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。

(答)

事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考えである。

(例)

- ① 施設整備等に当たって、一般競争入札等を行わず、恣意的に1者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。
- ② 取組主体が施設等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。
- ③ 取組主体が機械や資材等事業で取得したものの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。
- ④ 取組主体が取組主体事業計画と反する行為を意図的に行う等、事業計画の実施体制が実質的に破綻してしまった。

(事務－7) 交付等要綱別記2の第10の5の(4)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。

(答)

- 1 交付等要綱別記2の第10の5の(4)のイの地方農政局長等の変更協議が必要となる事業内容の変更は、産地パワーアップ計画又は取組主体事業計画の新設、変更又は廃止の場合とする。
- 2 また、別記2の第10の5の(4)のウの取組主体事業計画の変更は、
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 取組主体の変更とする。
- 3 他方、地方農政局長等の変更協議を必要としない取組内容の変更は、1及び2以外の変更であり、実質的な取組内容に変更がないものとする。

(事務－8) 本事業における交付決定とは何か。

(答)

- 1 都道府県知事は、都道府県事業計画を地方農政局長等に提出し妥当性協議を行う。
- 2 基金事業にあつては、都道府県知事は、基金管理団体に対して都道府県助成金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることになる。
- 3 なお、基金管理団体が行う交付決定は、予算の範囲内で毎年度行うこととなる。

- 4 国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、都道府県知事は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。
- 5 なお、地方農政局長等が行う交付決定は、予算の範囲内で行うこととなる。

(事務－9) 例えば、初年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（初年度：1億円、2年目：1億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。

(答)

- 1 原則、毎年度の予算の範囲内で都道府県事業計画（複数年分の産地パワーアップ計画を含む。）の妥当性協議を行うことになる。
- 2 また、別記2の第11の交付決定は予算の範囲内で毎年度（初年度：1億円、2年目：1億円）行うこととなる。
- 3 なお、国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、地方農政局長等が予算の範囲内で交付決定を行うこととなる。

(事務－10) 例えば、初年度に交付決定した産地パワーアップ計画（事業実施年度：初年度）に、2年目に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ妥当性協議を行うことになるのか。

(答)

- 1 地方農政局長等は、初年度に妥当性協議を行った都道府県事業計画に追加分を加えた都道府県事業計画について、2年目に再度妥当性協議を実施する。
- 2 改めて妥当性協議を終えた都道府県事業計画について、追加された取組主体事業計画分の額を、2年目に新たに交付決定を受けることとなる。

(事務－11) 産地パワーアップ計画の実施期間3年のうち、初年度に取組がなく、2年目以降の取組が位置付けられている場合について、妥当性協議を行うことは可能か。

(答)

- 1 基金事業に限り、妥当性協議実施年度に事業実施がない場合においても、妥当性協議を行うことは可能である。
- 2 交付決定は、交付等要綱別記2の第11の予算の範囲内で事業実施年度に行うこととなる。

(事務－12) 基金事業を活用した場合であっても、都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。

(答)

都道府県の事務手続については、都道府県のルールに従い行われることになる。

(注) 都道府県予算の繰越手続は必要と思われる。

(事務-13) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。

(答)

助成対象外である。

なお、整備費の附帯事務費については(整備-3)を参照すること。

(事務-14) 産地生産基盤パワーアップ事業(整備事業)で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。(修正)

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した施設等について、その処分制限期間内に、担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」の定めるところにより、都道府県知事の承認が必要である。
- 2 なお、取組主体が産地生産基盤パワーアップ事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付申請書に具体的に記載してある場合は、交付決定時に併せて承認することも可能としている。

(事務-15) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということか。

(答)

- 1 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、指名停止の措置等(注)を受けている期間は、本事業の競争入札には参加できない。
- 2 整備事業における工事や、基金事業(うち生産支援事業)における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、入札に参加しようとする者(見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者)に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認いただきたい。

(注) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

(事務-16) 令和4年度補正予算を活用して、令和5年度に基金事業を実施する場合、令和4年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。

(答)

交付申請は年度予算ごとに作成する必要はない。

(事務-17) 基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。

(答)

- 1 本事業については、施設整備のほか農業機械等の導入も支援対象としており、地域によっては、補助事業者の負担が過大となり、本事業の円滑な執行に影響を与える可能性もあるところである。
- 2 このため、取組主体は、基金事業（うち生産支援事業）で導入する農業機械等の財産管理台帳（写し）を間接補助事業者のほか、地域協議会等にも提出することとし、提出を受けた地域協議会等は、財産管理台帳（写）に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認することとしている。

(注) 農業機械等の財産処分の承認は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、間接補助事業者が行うこととなる。

(事務-18) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。

(答)

- 1 本事業の実効性を確保するため、地域農業再生協議会等に対して、
 - ① 原則、都道府県農業法人協会の会員たる農業法人等を構成員に位置付けるとともに、
 - ② 地域農業再生協議会等の構成員の選定に当たり、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を設けている。
- 2 地域における合意形成や手続に時間を要することは理解するところであり、次回の地域農業再生協議会の総会（年度当初を想定）までには、新体制を構築していただきたい。

(事務-19) 産地生産基盤パワーアップ事業において産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式はいつ時点の様式を使用する必要があるのか。

(答)

- 1 交付等要綱の制定後、新たに採択する産地パワーアップ計画については、改正された様式を用いて申請することが必要。

2 また、既存計画についても、今後の事業実施状況報告から、改正された様式を用いることとする。

(事務-20) 取組主体に入金されたことを確認するために必要な書類は何か。

(答)

補助金が正しく執行されているか確認するためのものであるため、通帳の写しの他、ネット銀行から出力した入金履歴でも差し支えない。